

広島県特定建築物定期報告の状況等の公表に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による知事に対する定期調査の結果報告（以下「定期報告」という。）に関する公表を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象の建築物)

第2条 公表対象の建築物は、法第12条第1項の規定により、同項に規定する政令で定める建築物及び広島県建築基準法施行細則（昭和53年規則第36号。以下「細則」という。）第10条第1項に掲げる建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 県のホームページへの掲載
- (2) 行政情報コーナーへの配架

(公表事項)

第4条 公表する事項は、次に掲げる事項とし、別記様式第1によるものとする。

- (1) 特定建築物の名称
- (2) 特定建築物の所在地
- (3) 特定建築物の用途種別
- (4) 細則第10条第3項に規定する定期報告の時期における当該定期報告の有無又は免除
- (5) 次回報告年

(公表の期間)

第5条 公表する期間は、次のとおりとする。

- (1) 平成28年（2016年）を基準年とし、基準年前の直近の3年間、基準年及び基準年後の直近の2年間とする。なお、この基準年は、平成29年（2017年）以降、毎年更新するものとする。
 - (2) 前条各号に規定する事項は、当該特定建築物が第2条の特定建築物である間とし、公表開始日は、土木建築局建築課長が定める。
- 2 公表の期間内に公表事項の変更があった場合は、速やかに当該事項の更新を行うものとする。

(事前通知)

第6条 公表に当たっては、特定建築物の所有者又は管理者に対し、別記様式第2により公表する旨を事前に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。